

卒業の認定に関する方針

■上天草看護専門学校学則

(卒業)

第 20 条 学校長は、所定の単位を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数が当該学年の出席すべき日数の 3 分の 1 以上の者についてはこの限りでない。

(卒業と称号の授与)

第 21 条 本校に所定の年限在学し、かつ、別表の教育課程を修了した者には、卒業証書を授与し、専門士（看護専門課程）と称することができる。

■上天草看護専門学校細則

(卒業)

第 17 条 本学校に3年以上在学し、所定の全授業科目の単位修得の認定を受けた学生については、運営会議を経て、学校長が卒業を認定する。

- 2 学校長は、最終学年の終了時において単位修得の認定を受けていない科目があった場合は、卒業を認めず当該学年にとどめる。
- 3 卒業できなかった学生は、単位未修得の科目を履修しなければならない。